

十津川村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

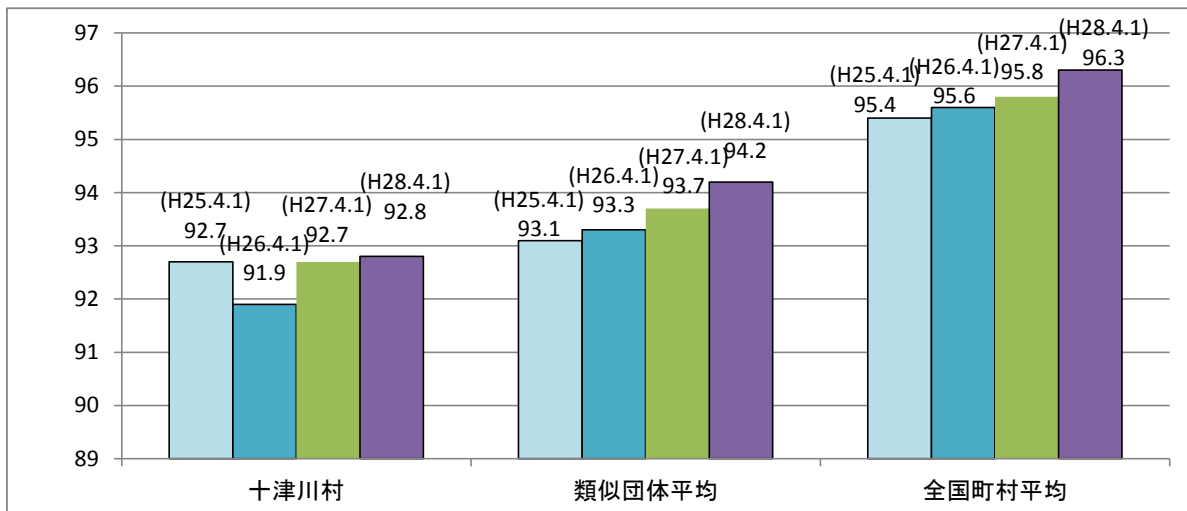
区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	3,594 人	6,795,043 千円	71,827 千円	878,153 千円	12.9%	12.7%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	114	386,198千円	87,240千円	145,402千円	618,840千円	5,428千円	5,424千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に
取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔 実施 〕 未実施

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえ、平均2%引き下げ。高年齢層については、最大4%の引き下げを実施。激変緩和のため、2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
十津川村	38.4 歳	276,300 円	339,261 円	318,019 円
奈良県	42.9 歳	327,977 円	414,719 円	371,383 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.6 歳	295,805 円	338,210 円	322,016 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
十津川村	51.4 歳	12 人	289,600 円	310,050 円	310,050 円	—	—	—	—
うち清掃職員	49.5 歳	2 人	348,600 円	402,500 円	402,500 円	廃棄物処理業従業員	45.3 歳	290,300 円	1.39
うち学校調理員	51.4 歳	9 人	277,100 円	291,656 円	291,656 円	調理士	44.8 歳	250,000 円	1.17
うちその他	—	1 人	—	—	—	—	—	—	—
奈良県	51.5 歳	78 人	317,509 円	377,038 円	353,497 円	—	—	—	—
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	—	329,358 円	—	—	—	—
類似団体	49.5 歳	3 人	263,894 円	292,218 円	277,644 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
十津川村	—	—	—
うち清掃職員	6,415,000 円	3,968,100 円	1.62
うち学校調理員	4,705,772 円	3,361,300 円	1.40
うちその他	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成25～27年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外、勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		十津川村	奈良県	国
一般行政職	大学卒	166,100 円	184,800 円	176,700 円
	高校卒	144,600 円	150,500 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	142,000 円	141,450 円	—
	中学卒	130,200 円	127,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成28年4月1日現在）

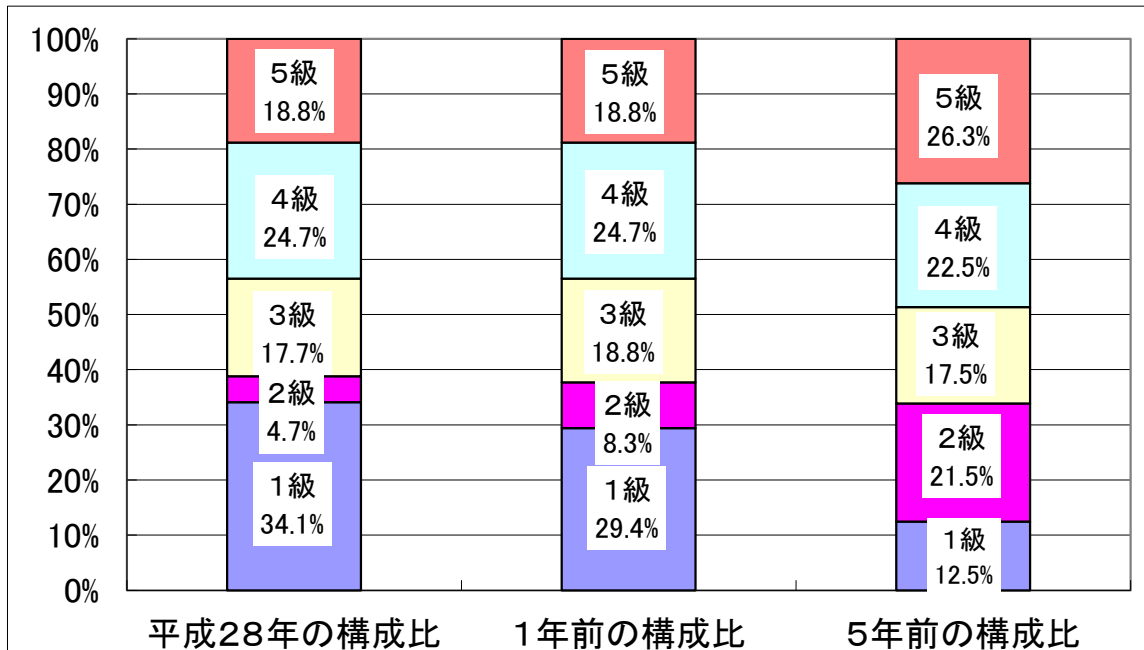
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	230,060 円	328,000 円	- 円	382,475 円
	高 校 卒	218,100 円	291,267 円	334,967 円	366,300 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う職務	29人	34.1%	140,100 円	246,100 円
2 級	主査の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	4人	4.7%	190,200 円	303,000 円
3 級	係長の職務 困難な業務を処理する主査の職務	15人	17.7%	226,400 円	348,800 円
4 級	課長補佐・主幹・次長・事務長・室長・所長（課長補佐同等職）又は副園長の職務 困難な業務を処理する係長の職務 相当困難な業務を処理する主査の職務	21人	24.7%	259,900 円	379,800 円
5 級	総括参事又は教育次長の職務 課長・指導主事・指導技師・所長・局長又は室長の職務 特に困難な業務を処理する課長補佐・主幹・次長・事務長・室長・所長（課長補佐同等）又は副園長の職務	16人	18.8%	286,200 円	391,800 円

- (注) 1 十津川村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に7級制から5級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	十津川村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

十 津 川 村		奈 良 県		国	
1人当たり平均支給額(27年度) 1,236 千円		1人当たり平均支給額(27年度) 1,576 千円		—	
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.60 月分 (0.75)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.60 月分 (0.75)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.60 月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

平成28年度中における運用	十津川村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

(2) 退職手当 (平成28年4月1日現在)

十 津 川 村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.5563 月分	勤続20年	20.445 月分	25.5563 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	5,339 千円	18,008 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成28年4月1日現在)

国基準では地域手当の不支給地域となるため、同様に支給していません。

(4) 特殊勤務手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)		138 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)		7,587 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)		21.4 %	
手当の種類(手当数)		8	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
清掃業務手当	し尿の業務に従事した職員に支給	衛生センター従事職員	日額 500円
行路病人取扱手当	行路病人を取扱う職員に支給	福祉事務所職員	日額 2,000円
嘱託医手当	福祉事務所の嘱託医が生活保護法に基づく医療扶助の診療内容の審査を委嘱	福祉事務所嘱託医	月額 12,000円
救急業務手当	休日及び夜間の救急業務のため出勤を命じられた医師、看護師に対して支給	従事職員	1回 3,000円(看護師) 1回 10,000円(医師)
年末年始勤務手当	特に年末年始に勤務を命じられた職員に支給	全職員	日額 3,000円
防疫等作業手当	感染症患者等の処理作業に従事した職員	従事職員	日額 1,000円
行路死亡人処理手当	行路死亡人を処理した職員	福祉事務所職員	日額 4,000円
医師休日診療手当	土曜日に診療業務に従事した医師に支給	医師	1回 40,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	18,624 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	291 千円
支給実績(平成26年度決算)	17,822 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	274 千円

(6) その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外扶養親族 6,500円 (配偶者がいない場合1人目) 11,000円 その他 5,000円	同じ	—	10,999 千円	249,977 円
住居手当	借家27,000円(上限)	同じ	—	2,196 千円	156,857 円
通勤手当	交通機関利用・最高限度額55,000円 交通用具(自動車等)利用する職員で、2km以上、最初の2km3,000円。1km増すこと1,000円加算(最高限度額55,000円)	異なる	最初の2km3,000円1km増すごと1,000円加算	17,497 千円	269,185 円
管理職手当	参事・教育次長 11/100 課長級 9/100 課長補佐級 7/100	異なる		13,164 千円	365,667 円
宿直手当	1日 4,200円			4,174 千円	67,323 円

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給 料			月 額		等	
給 料	市区町村長	675,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額	763,000	円/	384,000	円
	副市町村長	590,000	円		630,000	円/	391,800	円
報 酬	議 長	280,000	円		344,000	円/	140,000	円
	副 議 長	235,000	円		279,000	円/	115,000	円
	議 員	215,000	円		261,000	円/	100,000	円
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長 収 入 役	(平成27年度支給割合) 2.95			月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(平成27年度支給割合) 2.95			月分			
退 職 手 当	市区町村長 副市町村長 収 入 役	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)			
	備 考	675,000円×在職年数×520/100 590,000円×在職年数×330/100	—	14,040千円 7,788千円	退職時 退職時			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

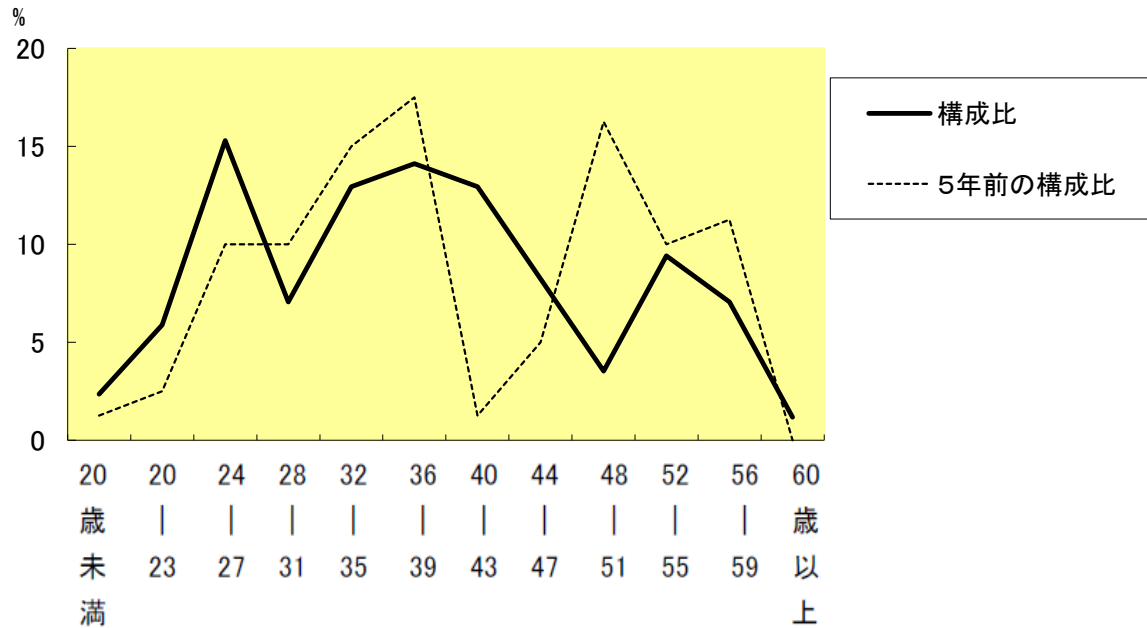
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成27年	平成28年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	3	2	▲1	異動職員不補充 事務量の増 技術職員の配置の為 異動技術職員不補充
		総務	23	24	1	
		税務	3	3	0	
		農林水産	15	15	0	
		商工	4	5	1	
		土木	11	10	▲1	
		民生衛生	16	16	0	
計	86	86	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 239.29 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 242.47 人)		
	教育部門	17	18	1	業務量の増	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	103	104	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 289.37 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 204.17 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	3	3	0	退職職員不補充	
	その他	18	17	▲1		
	小 計	21	20	▲1		
合 計		124	124	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 345.02 人	
		[154]	[154]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	5人	13人	6人	11人	12人	11人	7人	3人	8人	6人	1人	85人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数・率	
一般行政	83	89	82	84	86	86	3	3.6%
教育	24	24	21	19	17	18	△6	△25.0%
消防								
普通会計計	107	113	103	103	103	104	△3	△2.8%
公営企業等会計計	13	15	20	20	21	20	7	53.8%
総合計	120	128	123	123	124	124	4	3.3%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	84,496千円	▲122,904千円	24,371千円	28.84%	25.10%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	3人	11,598千円	2,762千円	4,423千円	18,783千円	6,261千円	6,190千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成28年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
十津川村	48.3 歳	371,133 円	521,750 円
団体平均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

十津川村		市町村（一般行政職・団体平均等）	
1人当たり平均支給額(平成27年度)		1人当たり平均支給額(平成27年度)	
1,583 千円		1,464 千円	
(27年度支給割合)		(27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.60 月分	2.60 月分	1.60 月分
(1.45)月分	(0.75)月分	(1.45)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成28年4月1日現在）

十津川村			市町村（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.5563 月分	勤続20年	20.445 月分	25.5563 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給)		(退職時特別昇給)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	15,855 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 (平成28年4月1日現在)

国基準では地域手当の不支給地域となるため、同様に支給していません。

エ 特殊勤務手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	520 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	260 千円
支給実績(平成26年度決算)	250 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	125 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外扶養親族 6,500円 (配偶者がいない場合1人目) 11,000円 その他 5,000円	同じ		666 千円	333,000 円
住居手当	借家27,000円(上限)	同じ		- 千円	- 円
通勤手当	交通機関利用・最高限度額55,000円 交通用具(自動車等)利用する職員で、2km以上、最初の2km3,000円。1km増すこと1,000円加算 (最高限度額55,000円)	同じ		324 千円	108,000 円
管理職手当	参事・教育次長 11/100 課長級 9/100 課長補佐級 7/100	同じ		667 千円	333,500 円